

## 平成29年度第2回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録

日時：平成29年6月27日（火）9：30～11：10

場所：市役所 第2庁舎2階 中会議室

（開会）

### 1. 会長挨拶

会長 それでは、古賀市上下水道事業経営等審議会の平成29年度第2回会議を開催いたします。

本日、委員8名中全員出席でございますので、会議は成立となります。

事務局から、資料が送付されておりますので、それに基づき会議を進めていきたいと思っております。

下水道課長 付議事項に入ります前に、報告事項がございます。

本日、会議の傍聴の希望はあっておりません。

また、本来であれば事務局として建設産業部長が出席すべきところですが、急遽上京する必要が生じたので今回欠席しておりますことをご報告いたします。

また、前回事務局紹介を行いました際に、所用により欠席しておりました水道課の石橋課長が本日出席しております。

水道課長 水道課の石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

下水道課長 それでは、大久保会長、お願いいたします。

### 2. 付議事項

#### （1）第1回審議会の会議録について

会長 付議事項の（1）第1回審議会の会議録について、事務局から説明をお願いします。

下水道課長 資料2-1をご覧ください。前回の会議録をまとめております。前回、要点筆記で作成するというご説明しておりましたが、表現に齟齬が無いように全文筆記に近い要点筆記で作成しております。こちらは、内容の確認後、承認いただければ、会議録を前回の資料とあわせて市民の皆さんに市のホームページ等で公開したいと思います。

会長 「会議及び会議録の取扱い」について説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はないでしょうか。

委員 P7の14行目「大きなものでは内径1m」という箇所について、合流管であればもっと大きいもの、1.5mほどの管があると思いますので、その点調べていただいて修正していただければと思います。分流管では1mほどですが、合流管では私の在職時代にもっと大きな管を入れた記憶があります。

下水道課長 確認して、その旨で修正するというごことよろしいでしょうか。

会長 はい。お願いします。

ほかにございませつか。

委員 ありません。

会長 それでは、ほかにご意見がないようですつので、承認することといたします。  
ありがとうございます。

## (2) 古賀市下水道事業の経営状況

会長 いくつか資料があるようですつので事務局から順次説明をお願いします。それでは、(2)古賀市下水道事業の経営状況について。

下水道課長 資料2-2をご覧ください。

(P2) 前回もご説明しましたが、公営企業の基本原則について、地方財政法を掲載しています。この条文で言わんとすることは、下水道事業については、特別会計を設けること、その特別会計においては独立採算の考え方で進めていくことが書かれています。法文ですつのでなかなかわかりにくい面もございますが、「その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」が何を言っているのかというと、前回ご説明した雨水公費の考え方、雨水の処理に係る経費のことつで、こちらについては一般会計から繰入を行つております。「当該公営企業の性質上効率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」というのは、古賀市の処理場では該当しづらいのつですが、例えば供用開始間もないところなどで使用料収入が確保できないため、高資本費対策の経費についても繰入をすることが認められています。この条文で言わんとするのは、「当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」ということつで、独立採算の考え方で進めていきなさいということつです。

下段に一般会計繰出基準を簡単に記載しております。汚水処理には、維持管理費と、資本費といわれる設備投資にかかる費用がかかります。その経費については、従前から説明しております雨水処理にかかる費用、あるいは、総務省から示されている一般会計から繰り入れる金額、ということつで、私費負担分と公費負担分というのがあります。その財源については、使用料収入と一般会計繰入金で主にまかなわれています。一般会計繰入金についても、基準というものがございまして、それに沿わないものについては、基準外として表現させてもらっていますが、この基準外の繰入をしてもらわないと、事業が成り立たないということつで図に示しています。

(P3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがあります。地方公共団体の財政の健全化を表す指数である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を公表し、これらが悪化すれば措置をとらなければならないという法律です。ちなみに古賀市でございますが、全ての指数において、早期健全化基準を超えていない、つまり現状としては健全な状態にあるということつです。公営企業、下水道事業につきましては、連結実質赤字比率に数字が反映されることつになりますが、現実的には若

千黒字決算でございますので、そちらへの影響は与えていません。

(P4) ここからは、平成28年度決算の状況についてご説明します。これからの金額は全て公共下水道のものです。平成28年度決算につきましては、まだ議会の認定を受けておりませんが、出納閉鎖期間である5月を過ぎましたので、決算としてはある程度かたまっています。上段は収益的収支です。収益的収入の総収益が1,329,736千円、うち営業収益が1,029,042千円、そのうち使用料収入が855,250千円、受託工事収益はありません。その他として173,792千円。これは、一般会計から雨水負担金としての繰入金です。次に営業外収益が300,694千円、うち他会計繰入金、これも一般会計からの繰入金ですが、地方債の利息償還に係る交付税措置をされた分や水洗化奨励金の経費、いわゆる総務省の基準による繰入金です。その他の2,128千円は、諸収入や雑入です。

続いて、収益的支出の総費用が698,257千円、営業費用が443,014千円、これは処理場や管渠の管理費で、建設投資にかかる経費と地方債の返還金を除いた金額とご理解ください。その内訳は、職員給与費34,663千円、その他が処理場や管渠の管理費408,351千円です。営業外費用の255,243千円のうち、支払利息233,788千円、これが地方債の支払利息です。その他21,455千円は、支払消費税の額です。総収益から総費用を差し引いた631,479千円が収益的収支の黒字額となります。

下段には資本的収支をあげております。下の資本的支出からご説明します。資本的支出1,036,790千円のうち建設改良費として275,998千円支出しています。処理場や管渠の更新といった投資的な事業であり、うち職員給与費が26,551千円です。地方債償還金、さきほどの収益的収支の方には利子分を計上してはいましたが、こちらは、地方債償還の元金分で760,792千円です。

資本的収入に戻ります。建設改良費に充てる財源として国(県)補助金や地方債をあてています。地方債は、建築工事を行うに当たっての借金であり、その額290,700千円、他会計補助金は起債の元金償還のため交付税措置がなされている分、約35%が一般会計からの繰入金として59,821千円、国の補助金が66,417千円、工事負担金として9,475千円、これは受益者負担金です。資本的収入の合計から支出を差し引いた金額610,377千円が赤字です。

会計全般で見ますと、収益的収支の差引と資本的収支の差引をした金額21,102千円が公共下水道事業会計の単年度の黒字額です。なお、こちらに前年度の繰越金は計上されておりませんので、本当の意味での単年度の収支状況でとなります。ちなみに、一般会計繰入金と私たちは言っておりますが、その総額は、収益的収入の(1)ウその他173,792千円、(2)ア他会計繰入金298,566千円、資本的収入の(2)他会計補助金59,821千円が一般会計繰入金の合計額となります。平成28年度は、単年度では黒字です。

(P5) 先ほど28年度は単年度では黒字と申し上げました、それを受けまして、財政収支の見通しを掲載しております。平成29年度からは単年度において8千万円から約1億円を超える赤字が見込まれています。こちらにつきましては、P7からご説明します。

(P7) 下段の資本的支出の見通しです。主に建設改良費が平成28年度に約2億7千万円、29年度には4億7千万円、30年度5億8千万円、31年度7億7千万円と、右肩上がりになっていることがお分かりいただけると思います。これについては、P8をご覧ください。

(P8) 上段に建設改良費の内訳を記載しています。公共下水道ベースです。今後投資的経費として考えられるのが、センターの更新工事です。これを続けていかないと機械の老朽化に伴い安定した処理ができなくなるため、ある程度一定的な投資を行っていく必要があります。それにあわせて管渠も老朽化しているものの更新をかけていくことで毎年事業を進めております。グラフの緑が増えているのは、公共下水道の未整備地区である青柳・小竹地区に管渠を延伸していく事業費の増を示しています。平成30年度には全体設計、平成37年度には工事を完了するというスケジュールで考えております。平成37年度までに事業を終える、と申し上げましたが、平成27年度に国から10年間で下水道整備を終わらせなさいという「10年概成」という考え方を示されております。なかなか整備が進んでいないところについては厳しい課題ですが、古賀市においては、残された青柳・小竹地区について10年間で事業を行っていきたいと考えているところです。言い難いですが、国が「10年で事業を完成させなさい」と言っているということは言い換えれば「10年以降は知らないよ」と、極端に言いますと管渠の補助金が下げられる、更新がかさんでいくのでそちらに配分がかかっていくのだろうということは想像できることであり、古賀市としては平成37年度までにこの下水道整備を終わらせたいと考えているところです。

それに伴い発生する地方債の残高と元利償還金の推移を下段に示しています。

(P7) P7資本的支出の見通しに戻りますが、そういった理由で建設改良費が上昇していき、あわせて地方債の償還金、いわゆる元金の償還金が今後伸びていくというところ です。

上段の資本的収入について。管渠整備、更新工事については従前のおり地方債若しくは国庫補助金あるいは工事負担金を充てながら事業を進めていくという考え方です。基本的に、工事を進めていくには地方債と国庫補助金と工事負担金を充て、地方債の償還については一般会計の繰入金で充てられているということをご理解いただければと思います。

(P6) P6に戻りまして、収益的収入も下段の支出からご説明します。営業費用につきましては、過去の実績等を勘案し、算出しています。営業外費用については先ほど申し上げたとおり、地方債の借入れを行って事業を進めていくことで支払利息が膨らん

でいきます。それに伴って金額が変動し、また、消費税の見込みをあわせて計上してきます。事業を進めているにもかかわらず地方債の利息は伸びていないのではないかと思われるかもしれませんが、過去の借入金の返済が順次終わっていきますので、このような数値となっております。なかなか将来的収支の見通しというのは立てがたいものですが、現在行っている事業を確実に継続していくということで積み上げているところです。収益的収入の見通しにつきましては、営業収入として下水道使用料、古賀の人口が伸びているのではないかとと思われることもあろうかと思いますが、ほとんど横ばいになってきておりますので、下水道使用料も横ばいになるのではないかと考えられます。企業からの使用料については、節水に心がけておられることもあり、大口の事業者からの使用料の増も見込みがたいということで、このような予想となっております。

(P 5) 財政収支の見通しとしては、これまでご説明した内容を勘案して、このように試算しているところです。事業の拡充と支払利息、物価上昇等が影響した試算になっているということをご理解いただければと思います。

(P 9) 続きまして、経営基盤の強化について。何度も繰り返しになりますが、公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、公共の福祉を増進していくことが必要です。こうした中で事業を行っていくには、自らの経営についての確かな状況把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが求められています。そのため、有収水量の確保、維持管理の効率化、使用料の適正化、公営企業法の適用を行っていく等の方策が示されています。

#### (4) 下水道事業の使用料

下水道課長 (P 10) 続きまして、下水道使用料の基本的な考え方についてご説明します。下水道使用料の基本原則として、下水道は、地方自治法第244条に規定する公の施設に該当すると解されており、公の施設についてはその利用につき使用料を徴収することができ、当該使用料については条例で定めなければならないとされています。下水道の利用に際しては使用料を徴収することができ、その使用料については、各々の自治体で定めなさい、古賀市の下水道使用料については古賀市独自で定めなさいということです。下水道法第20条第2項に「使用料は、次の原則によって定めなければならない。」、第1号に「下水の量及び水質その他使用者の使用の様態に応じて妥当なものであること」とあり、古賀市においては、水量に応じて下水道料金を定めております。また、能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること、定率又は定額をもって明確に定められていること、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱をするものでないこと、という原則があります。

(P 11) 下水道使用料の算定方法としては、事業計画・財政計画の策定をし、下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見直し、今後の使用料収入や投資、

地方債残高の見通しをまず行うこととなります。そして、使用料算定期間の設定、公共料金としての安定性を確保するため、料金算定期間を決定、料金算定期間に事業を行う財源として使用料収入がいくら必要かを決定します。第3に使用料体系の決定。必要な使用料収入を使用者間でどのように割り振り、負担するかを決定することで、使用料の算定を行います。

下水道使用料算定期間の設定のため、下水道使用料算定の基本的考え方として日常生活に密着した公共料金としての性格からできるだけ安定したものであることが望ましい、あまり変動することは避けた方がよいということです。また、あまりに期間が長期に及ぶと予測の確実性を失うということで、概ね2年～4年くらいの財政試算をもとに、使用料を求めていくのが妥当ではないかと言われているところです。

(P12) 公費から負担すべきものとされている経費を除いた汚水処理にかかる経費は、使用料でまかなわれるべきもので、その経費を「使用料対象経費」といいます。汚水処理にかかる経費から公費で負担される金額を差し引いた金額が、使用料でまかなうべき金額です。それを使用料でどれだけ回収していくのかということになります。

下段に総務省から基準が示されております。一般会計が負担することとされている経費については、繰出基準で位置づけられており、これらの財源については基準内繰入としての一般会計繰入金で充てられます。これらの基準内繰入を適正に充当するため、総務省では、使用料単価を少なくとも1m<sup>3</sup>当たり150円以上とすることを提言しています。上水道、浄化槽事業等の使用料水準を勘案して目指すこととされる下水道使用料の基準は、以下に示すとおり月20m<sup>3</sup>で3,000円という額が総務省基準として示されているところです。

会長 いままでのご説明の中で詳しく聞きたい内容や、ご質問はございませんか。

下水道課長 先ほど見通しを示しましたように、近い将来的には赤字になるであろうと見込まれております。下水道事業を進めるに当たって、工事発注についても、設計等精査しながら過剰な投資が無いように進めておりますし、日常管理につきましても主に汚水処理にかかる経費といえば処理場の運転経費でございますが、そちらにつきましても、指名競争入札で業者を選び、今3カ年の長期契約を締結して効率的な運営に努めております。もちろん、それに限らず経営改善は進めていかなければならないと思っておりますが、赤字を解消していくためには収入に頼っていかなければならないので、使用料の見直しについて検討を進めていかなければならないと事務局としては考えているところです。資料についても使用料のことが主になってきておりますがその点ご理解いただいて、ご説明を進めさせていただければと考えております。

会長 使用料算定期間の設定という話がありましたが、古賀市の場合には、なにかお考えがありますか。

下水道課長 本来であれば概ね3～4年程度のサイクルで、使用料について評価をしていくべきとこ

ろであったのですが、大きな赤字が発生しない限り見直しをしないまま進んできました。今回については、平成20年にこの審議会を立ち上げいたしまして、答申をいただき、平成27年に使用料改定を行っております。一時的に回復はしたのですが、物価の上昇や事業投資も含め将来的には事業が赤字になっていくだろうということです。平成27年の見直しから2年を経過しておりますので、今後の3年若しくは4年くらいのスパンを見据えた中で、使用料としてはどうあるべきかを審議していただくということが今回の審議会の主な内容として考えているところです。

会長 平成27年に1回改定をしたということですね。

下水道課長 後に資料がございますので、続けてご説明してもよろしいでしょうか。

会長 では、続けてお願いします。

下水道課長 (P13) 古賀市の下水道使用料についてご説明します。下段に下水道使用料体系として表を載せています。これが古賀市の料金体系です。本市においては、基本使用料制を採用しております。あわせて、使えば使うほど使用料を払っていただく従量使用料制、使う量が多くなるほど単価が上がっていくという累進使用料制、グラフの横軸が使用量ですが、それに応じて単価が上がっていく、最大が205円、最小が110円という、累進使用料制この3つの制度をあわせ持った料金体系になっています。

(P14) 使用料の変遷です。直近では、平成27年の10月に単価の見直しをしているところです。その前については平成9年、平成5年、昭和63年、昭和60年、昭和53年と見直しがなされています。表の一番下の行に累進度を掲載しています。これが先ほどご説明した累進使用料の度数を表すものです。全国的には、1～3の範囲に広く分布しているということです。

下段に下水道使用料の回収率予測を掲載しております。これは、P12でご説明した下水道使用料の対象経費にかかることなのですが、このグラフのみ公共下水道事業と農業集落排水事業の金額を合計して表現しています。青が使用料の対象経費、使用料でまかなうべき経費で、緑が、使用料の収入です。本来は100%回収するのが望ましいのですが、回収状況としては、グラフにお示ししているとおりです。汚水処理にかかる経費から一般会計補助金を引いたものが使用料対象経費です。使用料収入は880,605千円で、先ほどご説明した金額に農業集落排水事業分を合わせてこの金額です。では、この不足分はどこで補っているのかということですが、収支の見通しで赤字として示したところであったり、一般会計繰入で補填されたりということになります。

資料2-2については以上です。

会長 地方債について説明がありましたが、地方債は決まった償還期間があってそれで返していくといったものなのでしょうか。

下水道課長 たとえば、今1億円かけて水管渠を整備するという想定でご説明します。国庫補助対象事業であれば、概ね50%の5,000万円が国庫補助として充てられます。残りの

5,000万円をどうするかということですが、地方債いわゆる借金を充てて、事業を行い、そのお金をもって支払うこととなります。単年度でいうとそれで終わります。地方債は、30年～40年の借入期間で償還、返していくことになっています。

委員 30年の借り入れであれば、5年据え置きで、25年間で返していくことになっていたかと思いますが、その理解でよろしいですか。

下水道課長 はい。現在の下水道事業が特別会計でしておりますので、その場合は原則30年、企業会計に移行した場合には、償還期間と減価償却期間の差が激しいということで希望があれば40年といった長期の借り入れも可能ではあります。しかし、基本的には委員のおっしゃったとおり、借り入れについて、概ね5年間の据え置き期間には利子のみの支払い、残りの期間については、元金と利子を償還していく期間になります。

会長 現在残っている地方債というのは、20年から30年ほど前からのものということになるのですね。

下水道課長 はい。

委員 新規の地方債の調達金利はどのくらいですか。

下水道課 借り入れ条件により平成28年度で0.2%から0.7%となっております。

管理係長

下水道課長 今は比較的金利が安いので、今のうちに事業を進めたいと思っているのですが、国の補助金の状況等もございますので、なかなか難しい状況です。反対に、金利が高い時期に事業は行わないのかということもそういうわけにもいきません。地方債の中には、金利が高い時期のものも高い時期のものも混在しており、現在それを返しているところですよ。

委員 今償還中のもので、一番高い金利はどのくらいですか。

会長 金額が大きければその分相当なものになるでしょうね。

下水道課 平成2年頃の、6.6%が一番高金利です。

管理係長

下水道課長 いわゆるバブルの時期のものですね。

委員 そのころの分は、償還が終わっているのでしょうか。高金利の分については低金利のときに借り換えを行うなどして経費の削減を行うこともあるかと思いますが、現在償還中のものでは、高いもので1%台ではないですか。

委員 地方債でも借り換えを行うことができるのですか。

委員 低金利に借り換えをすることができた時代もありました。

下水道課長 まだ、その高金利のものも償還中です。保証金無しで借り換えを行えた時期もあったのですが、現在は失効しております。これについては、復活してもらえるように国に要望しているのですが、なかなか困難なようです。

- 委員 地方財政が厳しいですからね。
- 委員 P 8 の建設改良費の内訳についてよろしいですか。青柳・小竹地区の整備費用として合計 2 3 億 1 千万円ほどの費用を見込んでおられるようですが、これはある程度裏づけがある数字ですか。
- 下水道課長 確実な裏づけとはいいい難いかもしれませんが、概ねほかの地区等を参考にして計上しているところです。一つ懸念しているのが、青柳・小竹を接続するに当たって、もともとその辺りまで想定していなかった部分まで拡充していったところがございますので、途中つなぐ幹線の許容量も含めて、その地域を整備して処理場近くのある程度大きな管まで持っていく必要があるということまで想定して、若干経費が多くなっています。
- 委員 その経費も含まれた数字ということですか。
- 下水道課長 はい。含まれております。処理場の処理能力には余裕があるのですが、管渠の許容量、接続した管の更新状況も見込んで、その辺りも含めた金額になっています。
- 委員 使用料収入については、回収率は何パーセントくらいですか。
- 下水道課長 当該年度分の使用料、その年に賦課した使用料の回収率は、おおよそ 9 9 % です。そのうち支払われずに翌年以降に繰り延べられた分の回収率は 2 0 ~ 3 0 % 程度です。
- 委員 収支の見通しにあがっている使用料収入としては、9 9 % が収入見込みとして計上されているということですか。
- 下水道課長 はい。
- 委員 P 1 4 の下水道使用料回収予測についてお尋ねします。こちらにあがっている回収率にはどのような意味があるのですか。先ほどの 9 9 % の回収率とは意味合いが異なるのですよね。
- 下水道課長 P 1 4 の回収率は、「使用料収入 ÷ 使用料対象経費」で算出したものです。先ほど 9 9 % とご説明したものは、使用料を払っていただく人に対して請求をしますが、それによって払っていただいたのが 9 9 % です。こちらの 8 6 . 3 % というのは、汚水処理に必要な、使用料としてまかなうべき経費に対して使用料がどれだけあっているかを表したものです。
- 委員 P 1 4 の平成 2 9 年度下水道使用料のところで、使用料収入の金額が 8 8 0 , 6 9 5 千円となっていて、P 6 の収益的収入の使用料収入が 8 6 9 , 7 1 7 千円で金額に差があるのは、なぜですか。
- 下水道課長 P 6 の使用料収入は公共下水道事業の予測で、P 1 4 の使用料収入のグラフのみ、それに農業集落排水事業の収入を加えたものを掲載しています。事業規模として、ほとんどが公共下水道の事業ですので、収支の見通しは公共下水道事業で説明をさせていただいておりました。
- 委員 P 5 の財政収支の見通しについてお尋ねします。平成 2 9 年度は収支が赤字になってい

ますが、これについては一般会計繰入金等で補填されるのでしょうか。

下水道課長 平成29年度はすでに予算化されて動き出しておりますが、前年度に21,102千円の黒字がありますので、それは繰越金として収入されます。表現が難しいのですが、赤字分について繰入が実際あったのかといいますと、繰入はあっておりません。予算計上の際に収支のバランスが取れるように計上していますが、決算で数字が合うようにという宿題のもとで進めています。

委員 では、平成29年度も赤字が出ないようにはなるということでしょうか。

下水道課長 そうならないように努力したいと思いますが、仮に赤字が発生すればそれなりの財政措置、次年度からの繰上充用等の手続を行いながらということになるかと思いますが。もちろん今年度についても経営努力、発注時における精査による支出の減、使用料の確実な徴収による収入の増に務め、赤字額を狭めていきたいと考えております。現実として、平成29年度については、予算上はバランスが取れていますが、中身を突き詰めれば赤字ということになっております。

委員 ちなみに、平成28年度は繰上充用等はされたのでしょうか。

下水道課長 平成28年度には、繰上充用はしておりません。

委員 P14下水道使用料の変遷について申し添えます。昭和60年、昭和63年当時下水道課におりまして、3年ごとに下水道料金の値上げをしたのは、その当時、先ほどお話に出た繰上充用を1億何千万としていたことにより、国や県から、料金の見直し等を含めて経営改善を図りなさいと指導を受けたためでした。それで、使用料の改定を計画的に行って、下水道事業会計が健全化していった経緯がございます。ある程度経営改善され、最近まで使用料が据え置かれたのは、下水道事業で経営内容を改善されていった成果ではないかと考えます。

委員 P8建設改良費の内訳についてお尋ねします。これらの工事経費について、国や県からの程度補助金として収入があるのでしょうか。

下水道課長 現在資料を持ち合わせておらず申し訳ありませんが、すべてが補助対象となるわけではありません。末端の管渠になれば受益面積、受益戸数が少なくなりますので、補助対象から外れてきます。主たる管渠は補助対象となるため、その辺りについては国や県と協議を進めながら決定されていくことになるかと思えます。

委員 公共下水道の方で整備を進めるのであれば、認可面積や管渠の径、排出流量によって補助の対象が決まっていると思います。その辺りの割合を出していただければ、ある程度回答できるのではないかと思います。

下水道課長 次回、その辺りの資料をお出ししたいと思います。

会長 古賀市の人口や世帯数からいいますと、大きく増えることは無いと思いますが、現在の状況でいきますと、見通しのようになんか苦しくなっていくのでしょうか。

下水道課長 古賀市の人口は現在横ばいの状態にあります。一人住まい、二人住まいの家庭が増えて世帯数は増えています。とはいえ、一人住まいではお風呂も溜めずにシャワーですませるなど、なかなか水を使われないということで、使用水量が減ってくる傾向にあるのではないかと考えております。企業においては、経費に跳ね返ってくる部分ですので、極力節水というのを心がけておられ、技術革新が進むほど節水が進み、料金収入に関する使用水量が減ってくる傾向にあると思われまます。

会長 設備投資や維持費がかかるけれども、使用水量が減れば、収入が減ってくるということになりますね。

下水道課長 いたずらに減っていくというものではないのですが、私の小さいころの水洗便所で使う水の量と現在の節水型の使用水量は比較にならないほどです。汚水量としては減ってくるものの、その中の汚泥量は変わりませんので、汚泥の処理にかかる費用が汚水量とあわせて下がってくればいいのですが、そうはならないので、難しいところです。

会長 それでは、続いて資料のご説明をお願いします。

下水道課長 資料2-3をご覧ください。

(P1) 福岡都市圏の市の下水道使用料について、まとめてお示ししています。1か月税抜きで比較したもので、左の列が古賀市の料金表になりまして、計算方法を表の右欄外に例として記載しましたので、料金表とともにご覧ください。まず、8 m<sup>3</sup>までは、基本使用料分1, 000円です。9 m<sup>3</sup>~10 m<sup>3</sup>の2 m<sup>3</sup>分の単価が110円で2×110の220円、11 m<sup>3</sup>~20 m<sup>3</sup>の10 m<sup>3</sup>分についての単価が135円ですので10×135で1,350円、合計で2,570円が使用料となります。単純に20 m<sup>3</sup>なので表を横に見て135円です、とはなりません。

(P2) 標準家庭使用料、標準家庭の使用水量を月に20 m<sup>3</sup>として比較したグラフです。福岡県内の市についての状況です。緑の線が単独下水道、処理場を持っている市です。茶色の線で示しているのが流域下水道、広域で処理場を有し、そこへ汚水を運ぶ管渠のみを有している市です。どちらが優位というものはこのグラフではわかりませんが、古賀市の状況としては下から3番目。福岡市と大野城市に挟まれた位置にあります。20 m<sup>3</sup>使用した場合の使用料としては2,775円ですので、各市を平均した3,310円よりもまだ安い状況です。先ほどご説明した総務省の基準である20 m<sup>3</sup>使用の場合の3,000円よりも安価となっております。古賀市は、早い時期に公共下水道事業に着手したというメリットがございますし、諸先輩方が経営努力をされてきたということもございまして、この金額を維持してきたということです。福岡市、北九州市というのは大きな市でございますので、処理場の規模もうちとは比較にならないような、大きなものです。そういった意味で、スケールメリットが大きく働いているということもあろうかと思えます。古賀市に近い市といえば、糸島市や筑紫野市、太宰府市が近く、単独下水道でいえば宗像市、福津市が近いといえますがそれらの市と比較しても安価です。

資料 2-3 については以上です。続いて、資料 2-4 について管理係長から説明させます。

下水道課  
管理係長

資料 2-4 について簡単にご説明します。

こちらは、資料 2-2 の P 9 経営基盤の強化の中に出てきました地方公営企業法の適用という部分に関連したものです。2-4 は、公営企業会計の適用の推進についてまとめた資料となっております。資料の下の左半分、公営企業会計の適用関係という囲みがある中に事業が書かれていまして、こちらが地方公営企業法で定めている公営企業の種類になります。下水道事業は、この囲みの中の着色されていないところにあります。どういうことかといいますと、下水道事業は、公営企業法を適用しても適用しなくてもよい事業であると位置づけられています。これと比較して水道事業は色のついたところにあります。水道事業は地方公営企業法を全部適用しなければならないことになっています。地方公営企業法とはどういう法律かということ、地方公営企業会計、財務に関する規定や職員の身分取扱などが定められておりまして、用語解説に掲載しておりましたが、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする法律となっております。

現在、水道事業は全部適用となっておりますが、平成 27 年 1 月に総務大臣から、下水道事業と簡易水道事業についても公営企業会計、特に会計規程に重点が置かれているのですが、経営改善を目的とするために地方公営企業法の適用を進めるようにという通達が出されました。その内容としては、人口 3 万人以上の団体について、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として平成 27 年度から 31 年度までを公営企業会計適用の集中取組期間として、できる限り適用するようにという要請がなされております。それに基づいて、古賀市においても平成 30 年 4 月の地方公営企業法の適用を目指しております。平成 27 年度からその移行に向けての準備作業に取り組んでいるところです。

公営企業会計を適用するとどういったメリットがあるのかということですが、資料の右側にあるように経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上に役立つといわれています。財務に関する地方公営企業法の規定の適用によって、管理運営にかかる取引、いわゆる損益取引と建設改良にかかる取引、いわゆる資本取引とが区分して経理されるようになります。それによって経営成績や資産等を正確に把握することが可能となります。一般的な企業はもちろんこの会計方式をとっておられますが、従来の官庁会計をとっていた下水道事業もこれを採用するようにということになっています。また、減価償却費が導入され、金額ベースでの資産の老朽化の状態の的確な把握が可能となり、適切な更新計画の策定や資金の確保に役立つとされております。

これらのことから、公営企業会計を適用することによって経営や資産等の正確な把握ができ、経営管理が今以上に良くなると考えられております。損益情報や資産のストック

情報、財務の状況などがわかりやすい形で情報提供されるようになるので、経営の透明性が今以上に向上し、同じ指標によって、ほかの自治体における類似の公営企業との経営成績の比較が可能になります。このことから、議会や住民の方からのガバナンス、企業統治や企業経営といった意味なのですが、経営状況を監視しやすくなる、あるいは外部から見てわかりやすくなる、経営の見える化が進展するようになるといわれております。さらに、公営企業としての経営の自由度が向上し、予算を超える弾力的な支出や、効率的機動的な予算管理が可能となり、市民ニーズへの迅速な対応や経営の効率化、市民サービスの向上につながるといわれております。公営企業会計の導入を、先ほど申し上げたとおり平成30年4月の移行を目指して取り組んでおりまして、これも一つの経営改善のための手段というか、このこと自体が結果ではなく、移行することにより経営基盤を強化するための土台ができていく、これをもとに努力を続けていくことが可能になると考えております。以上で、資料2-4の説明を終わります。

下水道課長 私どもは官庁会計の予算書決算書は見慣れているので、そちらの方がわかりやすいのですが、企業経営や会計をもってある方から見ればなかなかわかりにくいということで、これをわかりやすい形にして、下水道事業だけに限らず、ほかの事業体との比較検討も進めやすいような見える化を進めていくことでさらに経営改善を進めていこうとしております。

会長 資料2-5は用語の解説ですね。

下水道課長 はい。今回の資料に出てきた言葉でわかりにくいと思われる用語をまとめております。これをもちまして、事務局からお示しする資料は以上です。先ほどご要望がありました国庫補助の額のように、その他資料のご要望があれば次回以降ご用意したいと思っております。

会長 これまでの説明で、何かございませんか。

委員 特にありません。

### 3. その他連絡事項

会長 それでは、その他連絡事項ですが、今後の日程等事務局からなにかございますか。

下水道課長 今回である程度の説明は終了いたしまして、会議で皆様のご審議を頂きながら答申をまとめて頂くこととなります。前回、それを概ね4回程度でとご説明しておりました。第3回会議については、7月25日を予定しておりますが、その後1回追加して、8月初旬と下旬に開催し、そこで答申をまとめていただければと考えております。

どのようにまとめればよいかと苦慮される面もあろうかと思っておりますので、前回平成20年の答申を参考にご覧いただければと思います。前回の答申の内容については、主に使用料の中身について触れられています。それまでの改定や、現行からみて7.2%の改定が必要であること、基本料金の上限を10㎡から、水道料金に肩を並べるということで8㎡とするよう求めること、改定率については事務局に任せるということ、接続率・

水洗化の向上を図るとともに、使用料徴収率を高めることでより多くの財源確保に努め、管理の改善や民間委託、人件費の抑制などによる経費節減により長期的な経営健全化を目指し鋭意努力し、下水道事業の良質なサービスを安定的に供給されることを切に望むものであると結ばれております。

このたびの答申に当たっては、会議でのご意見を事務局でまとめ、再度その中身についてご議論いただくという流れで進めさせていただければと考えております。

会長 8月の末を目処に答申をまとめていくということになりますが、当初の予定からプラスアルファということで、具体的に日程の提案はありますか。

下水道課長 次回は7月25日火曜日となっております。8月においては、誠に勝手ながら8月9日水曜日の午前・午後のいずれか、そして1回追加いたしまして第5回の会議を28日水曜日、29日火曜日のいずれかでお願いできればと思っております。

会長 では、まず4回目の会議日程について。8月9日と提案がありましたが、皆様のご都合はどうですか。今日と同じ9：30くらいでいかがでしょう。

委員 結構です。

会長 では、第4回会議は、8月9日水曜日の午前9：30からといたしましょう。続いて、第5回会議を8月28日か、29日。スムーズに行けば、ここでまとめるということですね。

委員 28日は都合が悪いです。

会長 それでは、8月29日にしましょう。同じく9：30からでよろしいですかね。第5回会議は、8月29日9：30からといたします。

下水道課長 第5回会議において答申のご承認をいただければと考えております。スケジュールがタイトになり本当に申し訳ありません。どうぞよろしくお願いいたします。

会長 そのほか、事務局から連絡はありますか。

下水道課長 前回ご出席いただきました報酬と費用弁償については明日の振込みとなっておりますので、ご確認いただければと思っております。今回分につきましては、7月19日までに振込みをいたします。また、第3回資料につきましては、先ほどご質問のありました、建設改良費の国庫補助の資料等を事前に送らせていただこうかと思えます。ほかにこのような資料があれば、というご要望はありますでしょうか。

委員 回収率の件が気になりますので、農業集落排水の金額を除いた額、過去の回収率と今後の数字を出していただけませんか。

下水道課長 過去の数字は5年分程度でよろしいでしょうか。数字については、公共下水道と農業集落排水を分けたものにいたしますか。

委員 3年分ほどで結構です。収支の見通しが公共下水道のみでしたので、数字も公共下水道の数字のみで構いません。

会長 ほかにございませんか。

委員 下水道の使用料だけでまかなえているかがわかりやすくなると思いますので、使用料単価と汚水処理原価を出していただければと思います。

下水道課長 承知しました。使用料の回収率100%を達成するか、収益的収支は100%で資本的収支はどこまで回収するかということになります。どちらも全額回収することになれば、改定率が10%を超えることになりますので、激変緩和ということも考えますと、前回答申においては収益的収支100%、資本的収支90%で改定しておりますので、その比較表辺りも出したいと考えております。その際の算定期間について、概ね2～4年程度とご説明しましたが、平成30年度に改定するとして、平成31年度～平成33年度を算定期間とした数字をご提示したいと考えております。

今回に限らず、お尋ねされたいことがあれば資料要求でもお問い合わせでもかまいませんので、事務局へお申し付けいただければと思います。

委員 今後の会議内容に関して、現在下水道についてお話しいただいていますが、上下水道経営等審議会ということですので、下水道について審議して答申をした後、上水道は上水道のお話が始まるということでしょうか。

下水道課長 上下水道は目的や構造が異なることもあり、完全な別会計になっております。まず、下水道について話をいたしました後に水道から諮問があらうかと思えます。

会長 そのほかに、みなさんから何かございませんか。

委員 特にありません。

会長 それでは、これで平成29年度第2回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了いたします。ありがとうございました。